マネージドセキュリティサービス利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- 1.「マネージドセキュリティサービス利用規約」(以下「本規約」という。)は、株式会社 QTnet(以下「当社」という。)が伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(以下「協業先」という。)と協業し、インターネットからのサイバー攻撃や不正アクセスなどから、契約者の情報資産を守るためのセキュリティサービスをご利用いただくため、提供条件を定めたものです。
- 2. 本規約に定める条件と契約者から当社への申込に定める条件が異なるときは、マネージドセキュリティサービス(以下「本サービス」という。)の所定の申込書に定める条件が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条 (規約の変更)

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、提供条件(料金その他を含む)は変更後の規約に基づくものとします。

第3条 (用語の定義)

1. この規約で使用する用語の意味は次の通りとします。

2 - 2 //88/19 100/1	ロップ川町の高外は外の通りとします。
用語	用語の意味
契約者	本サービスを利用する契約者
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービ	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信
ス	設備を他人の通信の用に供すること
セキュリティ	当社資産で本サービスのセキュリティ機能を提供する装置の総称
装置	
セキュリティ	契約者に各セキュリティ機能を提供するセキュリティ装置の設定の
ポリシー	こと
定義ファイル	セキュリティポリシーでセキュリティの脅威を検知するための攻撃
	パターンの一覧が記載されているファイルのこと
セキュリティ	セキュリティに対する高度なノウハウ、スキルを持った技術者のこと
アナリスト	
セキュリティ	監視対象のセキュリティ装置が出力するセキュリティに関するログ
ログ	のこと
セキュリティ	セキュリティアナリストが危険度のレベルを付与したセキュリティ
イベント	ログのこと (自動分析システムで危険度を判断したログ)

セキュリティ	協業先で早期対応が必要と判断したセキュリティイベントのこと
インシデント	
申込内容の変更	サービス変更、プラン変更、オプションサービスの追加申込などのこ
	と
セキュリティ	契約者に各セキュリティ機能を提供するセキュリティ装置の設定変
ポリシーの変更	更のこと
UTM (Unified	LAN 環境をインターネットからの攻撃や脅威から守るために複数の
Threat Management)	セキュリティ機能を有した装置
ファイアウォー	外部ネットワークからの不正アクセス等から IP アドレス、ポート番
ル	号で制御し、内部ネットワークの安全を確保する UTM の機能の一つ
不正侵入検知/防	ファイアウォールでは検知できない脅威を攻撃パターンと照らし合
御(IDS/IPS)	わせ、検知(IDS)/防御(IPS)する UTM の機能の一つ
URL フィルタリ	内部 PC から外部の危険なサイトや禁止サイトへの通信を制限する
ング	UTM の機能の一つ
アプリケーション	SNS などアプリケーションごとに、通信許可、遮断、閲覧のみ可能(書
フィルタリング	込み禁止)などを指定する UTM の機能の一つ
アンチマルウェ	通過するパケットからウィルス、スパイウェアなどを検知し、駆除す
ア	る UTM の機能の一つ
Sandbox	外部から受け取ったプログラムを、保護された領域に閉じ込めてから
	動作させることで、ウィルス等が未知の脅威であっても、周囲のシス
	テムに影響を与えさせない UTM の機能の一つ
アンチスパム	スパムメールを検出し削除、もしくはスパムメールである旨のタグを
	メールタイトルに付加し契約者へ送信する機能
アンチウィルス	ウィルスメールを検出し削除し、ウィルス削除後に、削除した旨のタ
	グをメールタイトルに付加し契約者へ送信する機能
セキュリティ運	UTM サービスに対して提供される運用管理サービス。
用管理	セキュリティアナリストがセキュリティログを監視し、セキュリティ
	インシデントが発生した場合、その緊急度に応じて契約者への状況報
	告や対策案の提示を実施し、必要であれば契約者了承のうえ、通信遮
	断などの一次対応を手動で行うもの
協業先	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
L	

第2章 本サービスの内容

第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスには、 次の基本サービスがあります。

基本サービス	内容
UTM サービス	当社資産の UTM が有したセキュリティ機能(ファイアウォー
	ル、不正侵入検知/防御(IDS/IPS)、URL フィルタリング、アプ
	リケーションフィルタリング、アンチマルウェア、Sandbox) を
	提供するサービス

第 5 条 (UTM サービスの内容)

1. UTM サービスには、次のプランと付帯サービスがあります。

プラン	選択できる	選択できる	セキュリティ
	セキュリティ機能	インターネット接続品目	運用管理
エントリ	ファイアウォール	ベストエフォート型 100Mbps	提供なし
<u> </u>	不正侵入検知/防御(IDS/IPS)		
プラン	URL フィルタリング		
	アプリケーションフィルタリング		
	アンチマルウェア		
ベーシッ	ファイアウォール	ベストエフォート型 1Gbps	提供なし
ク	不正侵入検知/防御(IDS/IPS)	帯域確保型 10Mbps	or
プラン	URL フィルタリング	帯域確保型 30Mbps	提供あり
	アプリケーションフィルタリング	帯域確保型 50Mbps	
	アンチマルウェア	帯域確保型 100Mbps	
	Sandbox		
プレミア	個別設計	個別設計	提供あり
プラン			

付帯サービス	内容
IP アドレス取得	第一種コンピュータ通信網サービスに準拠(ただし IPv4 に限
	る)
独自ドメイン取得	第一種コンピュータ通信網サービスに準拠
プライマリ DNS 運用管理	第一種コンピュータ通信網サービスに準拠
セカンダリ DNS 運用管理	第一種コンピュータ通信網サービスに準拠

2. UTM サービスのセキュリティ運用管理は、第8条(セキュリティ運用管理の内容)に 定めます。

第6条(セキュリティ運用管理の内容)

1. セキュリティ運用管理には、標準サービスとオプションサービスがあります。

(1) 標準サービス

標準サービス	内容
セキュリティ監視	セキュリティの監視・分析を 24 時間 365 日提供し、契約者へセ
	キュリティインシデントなどの通知と対策案の提示を実施
	セキュリティログは1年間保存
セキュリティ機能運用	セキュリティ機能の設定変更を実施
管理	
お客さま専用ポータル	契約者のお客さま専用ポータルサイトを提供
サイト	セキュリティインシデント情報および最新のセキュリティ脅威
	情報の閲覧、問い合わせが可能
	契約1件につき1つのアカウントを提供
当社が定めるセキュリ	お客さま専用ポータルサイトで依頼を受領し、セキュリティ機
ティ機能	能運用管理で対応できるもの
月次レポート	当月のセキュリティインシデントの統計データと発生状況につ
	いて記載した報告書を提供
	翌月の 10 営業日以内にお客さま専用ポータルサイトに掲載

(2) オプションサービス

オプションサービス	内容
お客さま専用ポータル	契約者のお客さま専用ポータルサイトのアカウントを追加
サイトのアカウント追	
加	
セキュリティ監視レポ	セキュリティアナリストの分析結果をレポートにまとめて提供
ート	契約者のお客さま専用ポータルサイトよりダウンロードが可能
セキュリティ報告会	契約者お客様先またはリモート会議にてセキュリティ監視レポ
	ートを報告セキュリティ監視レポートの契約が必須
ログ長期保存	通常1年間のログ保存期間を最長5年間まで1年単位で延長

(3) セキュリティ運用管理の標準サービスのセキュリティログ監視には、サービスレベルを設定します。セキュリティアナリストによりセキュリティインシデントの発生が特定されてから、次に定める時間内に契約者に対してセキュリティインシデントの発生を通知します。

内容	対応時間			
セキュリティインシデント通知	High	:	15 分以内(電話通知)	
(※)	Medium	:	60 分以内 (メール通知)	

※ セキュリティインシデント通知の対応時間の起点と終点は次の通りです。

起点:セキュリティアナリストがセキュリティインシデントのレベル判定を行った

時点

終点:セキュリティアナリストがお客様に通知を行った時点

電話の場合は、第一通報者へ電話を掛けた時点

メールの場合は、弊社システムからメールを発信した時点

第3章 契約

第7条(提供条件)

- 1. 本サービスの提供は次の電気通信サービスの契約者に限ります。
 - (1) LAN 型通信網サービス(QT PRO VLAN)
 - (2) IP 通信網サービス (QT PRO エントリーVPN)

第8条 (契約の単位)

1. UTM サービスの場合、当社は、契約者回線1回線ごとに一の UTM サービスの契約を 締結します。

第9条(共同契約)

1. 当社は、一の本サービスについて契約者が2人以上となる本サービス(以下「共同契約」といいます。)を締結します。

第10条 (申込の方法)

- 1. 本サービスの申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 本サービスの基本サービス、プラン、インターネット接続回線など必要事項
 - (2) 申込むセキュリティ装置のセキュリティポリシーの詳細内容

第11条 (申込の承諾)

- 1. 当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込みを承諾しない ことがあります。
 - (1) 本サービスを契約者に提供することが技術的その他の理由により困難である場合
 - (2) 契約者が本契約締結の際に当社に提供した情報に虚偽があった場合
 - (3) 契約者が本サービス料金その他の費用の支払いを怠るおそれがある場合

- (4) 契約者が本規約その他本サービス契約に違反しまたは違反するおそれがある場合
- (5) 契約者が過去に当社から利用契約を解除され、または本サービスを停止されていた場合
- (6) 契約者、契約者の取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を 負う社員または契約者を実質的に支配する者が、現在もしくは過去5年間にお いて反社会的勢力でありもしくはあった場合、または、現在もしくは過去5年間 において反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係 がありもしくはあった場合
- (7) 契約者、契約者の取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を 負う社員または契約者を実質的に支配する者が、 法令違反、犯罪もしくはそれ らのおそれのある行為をした場合、 または、刑事事件に関与している疑いがあ ることにより本サービス契約を締結することによって当社の信用が害されるお それがある場合
- (8) 当社の業務の遂行上著しい支障がある場合、または支障があるおそれがあると当社が判断した場合
- (9) 前各号のほか、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合

第12条(最低利用期間)

- 1. 本サービスの最低利用期間は1年とし、サービス提供を開始した月から起算して1年間とします。
- 2. セキュリティ運用管理の最低利用期間は 1 年とし、サービス提供を開始した月から起算して 1 年間とします。
- 3. セキュリティ運用管理オプションサービスのお客さま専用ポータルサイトのアカウント追加、またはログ長期保存の最低利用期間は、サービス提供を開始した月から起算して1年間とします。ただし、契約者が本サービスの最低利用期間満了後に本サービスを解除した場合は、お客さま専用ポータルサイトのアカウント追加、またはログ長期保存も最低利用期間を満了したものと見做し、第13条(最低利用期間内解除調定)第2項を免除します。
- 4. セキュリティ運用管理の、その他のオプションサービスの最低利用期間は1ヵ月とし、 その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。
- 5. 契約者が当社所定の変更申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第13条(最低利用期間内解除調定)

- 1. 本サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合、契約者は、最低利用期間内の残余期間分の金額を支払うものとします。
- 2. オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は、 最低利用期間内の残余期間分の金額を支払うものとします。

第14条 (申込内容の変更)

- 1. 契約者は、本サービスのサービス内容の変更またはそれぞれのオプションサービスの変更の請求をすることができます。
- 2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条(申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第15条(契約に基づく権利の譲渡等)

- 1. 契約者は、当社の書面による同意なしに、その全部または一部を問わず、本契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、または、免責的に債務を引き受けさせることはできません。ただし、合併または会社分割により、合併後の会社または会社分割後の会社が本契約上の地位を承継する場合はこの限りではありません。この場合、契約者は、上記の承継の予定を当社に対して事前に通知することとします。
- 2. 当社は、契約者の書面による同意なしに、その全部または一部を問わず、本契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、または、免責的に債務を引き受けさせることはありません。ただし、当社が合併しまたは会社分割する場合はその限りではありません。
- 3. 本条の規定に関わらず、契約者が当社との本契約を維持しつつ、これに基づいて第三者 に本サービスと同種のサービスを提供する場合は、本条の適用はありません。ただし、 当該第三者の行為は契約者の行為とみなします。

第16条(名称や地位承継の際の変更手続き)

- 1. 契約者は、その名称、商号、所在地または代表者に変更があったときは、当社に対し、 速やかに、変更があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。
- 2. 会社の合併または会社分割により契約者の地位が承継されたときは、合併または会社分割によりその地位を承継した会社は、当社に対し、承継の日から30日以内に、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

第17条(契約者が行う本サービスの解除)

- 1. 契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ、本サービス取扱書に当社所定の解除申込書により通知していただきます。
- 2. 本サービスにおいて、契約者が当社所定の解除申込書で通知をした場合、当該通知が当 社に到達した日から2ヵ月を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が 生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるもの

とします。

3. 第7条(提供条件)に規定された電気通信サービスに係る契約が解除された場合には、 本サービスに係る契約は解除されます。

第18条(当社が行う本サービス契約の解除)

- 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する事由がある場合は、当該契約者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第21条(本サービスの提供の停止) 第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事 再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場 合、または清算に入った場合
 - (3) 手形、小切手が不渡りとなった等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - (4) 営業停止、営業免許の取消しまたは営業登録の取消し等行政上の処分を受けた場合
 - (5) 営業の廃止、解散等重要な変更の決議をした場合
 - (6) 反社会的勢力であった場合
 - (7) その他、本規約に違反した場合

第19条 (禁止事項)

- 1. 契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、また は侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への 差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する場合
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (5)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれにつき勧誘する行為
 - (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (9) 当社もしくは第三者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与 えるおそれのある行為
 - (10) 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
 - (11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
 - (12) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (13) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為

- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態 様または目的でリンクをはる行為
- (15) その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為
- 2. 前項に違反することにより、当社または他のサービス利用者を含む第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの費用と責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第20条(本サービスの提供の中止)

- 1. 当社は、次の各号に該当する事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1)電気通信設備、セキュリティ装置等の定期点検を行う場合(毎月1回程度システム定期メンテナンスを実施します)
 - (2) 電気通信設備、セキュリティ装置等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - (3) 電気通信設備、セキュリティ装置等の障害等のためやむを得ない場合
 - (4) 当社セキュリティ装置のシステムにおいて、処理可能件数を超えるログが発生する見込みであると当社が合理的に判断した場合
 - (5) その他、本サービスの提供が技術的に困難となった場合
- 2. 当社は、前項に基づき本サービスを中止する場合には、契約者に対して、事前にその旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- 3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当該中止の目的達成のために必要な範囲で、電気通信設備、セキュリティ装置等を移設等することができるものとします。

第21条(本サービスの提供の停止)

- 1. 当社は、次の各号に該当する事由がある場合は、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 契約者が料金の支払いを遅滞した場合
 - (2)契約者の行為(不作為を含む)により当社の電気通信設備、セキュリティ装置等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
 - (3) 契約者が契約にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (4) その他、本規約に違反した場合
- 2. 当社は、本サービスを停止する場合には、契約者に対して事前に、その旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第4章 本サービスの内容

第22条(対象IPアドレスの指定)

1. 本サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

第23条(セキュリティポリシーの決定)

- 1. 当社は契約者から提示されたセキュリティポリシーに則り、本サービスのセキュリティ装置を設定します。
- 2. 当社は契約者から本サービスのセキュリティポリシー変更の申し出を受けた場合、次の内容の通り対応します。

サービス	内容
UTM サービス	・当社は契約者から設定変更申込書を受領し、翌営業日までに
エントリープラン	契約者へ連絡のうえ、作業日時調整、設定内容確認を行いま
	す。
	・作業は平日 9:00 から 17:30 までとします。
	・変更作業は全て有料とします。
	・契約者自身で設定変更を行うことも可能です。
UTM サービス	1. セキュリティ運用管理「なし」
ベーシックプラン	・エントリープランと同様です。
	2. セキュリティ運用管理「あり」
	・当社が定めるセキュリティ機能の設定変更は、契約者がお客
UTM サービス	さま専用ポータルで依頼し、協業先よりご依頼の受領から24
プレミアプラン	時間以内に確認のご連絡をします
	・その他の設定変更(当社が定めるセキュリティ機能に該当し
	ないもの含む) については、当社は契約者から設定変更申込み
	を受領し、翌営業日までに契約者へ連絡のうえ、作業日時調整
	と設定内容の確認を行います。
	・作業は平日時間外も対応可とします。ただし、土日祝日は対応
	不可とします。
	・当社が定めるセキュリティ機能に該当しないものは有料での
	対応とします。
	・契約者自身で設定変更を行うことも可能です。

第24条 (機能の制限及び保証の限定)

- 1. 本サービスに関し、当社が設置する電気通信設備に著しい支障が発生し又は発生するおそれがあると認められるときは、本サービス機能の一部が制限される場合があります。
- 2. 本サービスは、第7条(提供条件)に定める電気通信サービスおよび契約者が正常と認識する通信に対して影響を及ぼす場合があります。
- 3. 本サービスは、インターネットから対象ネットワークへのサイバー攻撃や不正アクセス などから契約者の情報資産を確実に守ることを保証するものではありません。
- 4. 前項に定めるものの他、本サービスのセキュリティ機能が、完全性、正確性、契約者へ

- の利用目的への適合性を有していることについて保証するものではありません。
- 5. 本サービスは、契約者の従業員からの情報漏えいなどの内部脅威から契約者の情報資産 を守るサービスではありません。

第25条(セキュリティ運用管理の委託)

- 1. 第6条で定める本サービスのセキュリティ運用管理は、協業先に委託します。
- 2. 本サービスのセキュリティログは、当社から協業先とセキュアな回線で接続し、情報共有します。
- 3. 本サービスでセキュリティインシデントが発生した場合は、協業先から契約者へお客さま専用ポータルサイトまたはメール通知します。重大性の高いものは当社より電話連絡します。

第26条 (禁止事項に関する措置)

- 1. 当社は、契約者が第19条(禁止事項)第1項の規定に該当する行為を行ったと当社が 認めた場合その他本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該契約 者に対し、次の措置をいずれか単独でまたは複数組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第19条(禁止事項) 第1項の規定に該当する行為を止めるよう要求
 - (2) 本サービスの機能の一部の利用を制限
 - (3) 第21条(本サービスの提供の停止)の規定に基づき本サービスの提供を一時停止
 - (4) 第18条(当社が行う本サービス契約の解除)の規定に基づき利用契約を解除
- 2. 当社は、前項に基づき前項第2号から第4号のいずれかの措置を講ずる場合には、契約者に対して、事前にその旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第5章 料金等

第27条(料金等)

- 1. 当社が提供する本サービスの料金は、別に定める初期費用および月額料金(以下「料金等」という。)とします。なお、初期費用の支払義務は本サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。
- 2. 次の各号の一に該当する場合には、当社は契約者に申し入れ、契約者との協議のうえサービス料金を変更することができるものとします。
 - (1) 本契約で定めるサービス内容を変更する場合
 - (2) 設備更新、サービスレベルの向上、法令の制定または改廃、物価の上昇、社会経済情勢の変動があった場合
 - (3) その他、サービス料金を変更する合理的な事由が生じた場合

第28条(料金等の支払い)

1. 契約者は、請求書記載の支払期日までに、当社に対して前条第1項の料金を支払うものとします。支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第29条 (割増金の支払い)

1. 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として当社が指定する期日まで指定する方法により支払うものとします。

第30条(延滞損害金)

- 1. 契約者が、サービス料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を 経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払日の前日ま での日数について、年14.6%の割合で計算して得た額(1年を365日として日割 計算)を、延滞損害金として支払うこととします。
- 2. 前項の延滞損害金の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第31条(消費税)

1. 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法 に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課される ものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消 費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第32条(端数処理)

1. 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第33条(料金等支払いの連帯責任)

1. 第9条(共同契約)を締結している各共同契約者は、契約者が支払わなければならない料金等または割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第6章 損害賠償

第34条(損害賠償)

- 1. 契約者またはその代理人もしくは使用人その他契約者の関係者が本規約に違反する行為により当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対し、その損害に対する賠償を請求できるものとします。
- 2. 当社は、第20条(本サービスの提供の中止)に規定により本サービスまたは第7条(提供条件)に定める電気通信サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と

同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合であっても料金の減額は行いません。

第35条 (責任の制限)

- 1. 当社は、本サービスのセキュリティ運用管理において、当社又は協業先の責めに帰すべき理由により、第6条(セキュリティ運用管理の内容)第3項に定めるサービスレベルに違反した場合、事象1件につき月額料金の50分の1相当額を、契約者に対するサービス料金の請求額から差し引く方法により契約者に対して賠償します。ただし、当社は、契約者が当該違反の事象発生から2週間以内に当社に対し書面にて通知を行った場合にのみ本条項に定める責任を負うものとし、本条項に基づく当社による当該損害賠償の額は本サービスの1ヵ月分の月額料金を上限とします。
- 2. 前項の場合を除いて、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、サービス利用契約に関連して当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により契約者に現実に生じた通常の直接損害に限定され、損害賠償の額は1ヵ月分の月額料金を上限とし、契約者に生じた間接的、派生的、偶発的および特別損害ならびに逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第36条(免責事項)

- 1. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定、改廃、公権力による命令・処分、 同盟罷業、その他の争議行為、建物閉鎖、電気・水道・ガス等の供給停止、輸送機関の 事故・遅延・渋滞、その他当社の責めに帰することができない事由、または重大なセキ ュリティインシデントが発生した場合、セキュリティアナリストの判断にて該当する 通信の遮断したことにより、契約者が被った損害については、その責めを一切負いませ ん。
- 2. 当社は、契約者自らが設定変更を行ったことにより契約者が被った損害については、その責めを一切負いません。

第7章 秘密情報その他の扱い

第37条(秘密情報の保護)

- 1. 本規約における秘密情報とは、契約者および当社が相手方に開示するにあたって書面等により秘密であることを明示した情報、または、口頭で開示した場合には2週間以内に秘密であることを書面で通知した情報をいい、情報受領者は秘密情報を自己の役員、従業員、弁護士その他法律上守秘義務を負う専門家以外の第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号に定める情報は秘密情報にあたらないものとします。
 - (1) 相手方から受領する以前に既に保有していた情報
 - (2) 相手方から受領する以前に公知であったか、または相手から受領した後に自らの 責めによらず公知となった情報

- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに受領した情報
- (4) 法令の定めに基づきまたは権限のある官公署から開示を要求された情報
- 2. 前項の規定にかかわらず、本規約に基づく本サービスの内容、本サービスの提供にあたり使用している機器情報は秘密情報にあたるものとします。

第38条 (個人情報等の保護)

- 1. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー(http://www.qtnet.co.jp/privacy/)」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー(http://www.qtnet.co.jp/privacy/)」 に記載する利用目的の範囲内で利用します。
- 3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲内で、契約者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
- 4. 当社は次の各号を除き、契約者以外の第三者に契約者の個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 契約者の同意がある場合
 - (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、 支払いおよび回収のため必要 な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、 その他法令に 基づいて提供する場合
 - (5) 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合
- 5. 当社は、利用契約が終了し、当社所定の保存期間が経過した時点で、契約者の個人情報 を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法 令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保 持することができるものとします。

第8章 雑則

第39条(準拠法)

1. 本規約および本サービスの当社所定の申込書は、日本の法律に従って作成または締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとします。

第40条(紛争の解決)

- 1. 利用契約について、紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および契約者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
- 2. 利用契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

この利用規約は、平成28年10月3日から実施します。

附則

この利用規約は、2019年9月13日から実施します。

附則

この利用規約は、2020年10月1日から実施します。

附則

この利用規約は、2021年7月1日から実施します。

(特例措置)

2021年6月30日までにマネージドセキュリティサービスの利用を開始した場合は、当社が別に定める期日まで、改定前の本規約の内容を適用します。

附則

この利用規約は、2021年8月6日から実施します。

なお、改訂した内容は、2021年7月1日に遡って適用します。

(特例措置)

2021 年 6 月 30 日までにマネージドセキュリティサービスの利用を開始した場合は、当社が別に定める期日まで、改定前の本規約(2020 年 10 月 1 日付け)の内容を適用します。

附則

この利用規約は、2025年2月4日から実施します。

なお、改訂した内容は、2024年3月29日に遡って適用します。